

柏市公共下水道設置等指導事務処理要綱

制定 令和 4 年 4 月 1 日

施行 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共下水道の設置等に係る適正な指導及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公共ますの構造基準)

第 2 条 公共ますの内径及び深さ並びに取付管の内径は、次のとおりとする。

公 共 ま す		取付管の内径
内 径	深 さ	
小口径汚水ます (φ 200)	2,000ミリメートル未満	150ミリメートル
0号人孔 (φ 750)	2,000ミリメートル以上	

(公共ますの設置及び移設)

第 3 条 本市は、下水道供用開始区域である場合、同一敷地内において1か所の公共ますを設置するものとする。

2 前項の条件において、建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合した建築行為を実施し、1か所の公共ますでは排水が困難な場合は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の判断により、増設分を本市が設置する。

3 公共ますは、公道上に設置しなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

4 使用者の自己の都合（分筆による増設、宅内地盤高の変更等）により公共ますを新設、撤去及び移設したときは、当該使用者がその費用を負担しなければならない。

(公共下水道の設置)

第 4 条 使用者は、自ら公共下水道を設置しようとするときは、公共下水道設置申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、設置の可否を公共下水道設置決定通知書により、使用者に通知しなければならない。

3 使用者は、自ら設置した公共下水道を、管理者の検査に合格した後、公共下水道寄附申請書により、市へ寄附することができる。
(公共下水道の検査)

第5条 前条第3項に規定する公共下水道の検査項目は、別添「下水道管等の基本的な施工方法」の内容を満足するものとする。ただし、物理的条件等により施工が困難な場合、使用者は市と協議を実施しなければならない。

2 前項の検査時に、別添「下水道管等の基本的な施工方法」の内容を満足しないことが確認された場合は、使用者が責任を持って改善しなければならない。

(公共下水道等の点検及び清掃)

第6条 管理者は、法令で定められている、腐食するおそれの大きい公共下水道の排水施設は、5年に1回程度点検するものとし、必要に応じて清掃を実施する。

(開発事業等の排水計画協議)

第7条 柏市開発事業等計画公開等条例（平成21年条例第12号）の適用を受ける建築物を建築しようとする者は、その建築物の排水計画について管理者と協議しなければならない。

(既設の排水設備)

第8条 使用者は、既設の排水設備を使用するときは、指定工事店の責任技術者と協議した後、管理者の確認を得て使用することができる。

(汚水及び雨水の放流)

第9条 汚水（生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は付随する排水をいう。）は、公共ますに接続し、汚水管に放流しなければならない。

2 雨水（天水、雪解け水、ゆう水、及び地下水等の自然水をいう。）は、敷地内において浸透させることを原則とし、敷地内で浸透できないオーバーフロー分については雨水管等への接続を検討しなければならない。

(排水設備及び水洗便所改造工事の検査)

第10条 柏市下水道条例(昭和48年柏市条例第30号)第6条第1項に規定する検査は、排水設備及び水洗便所改造工事検査調書により行うものとする。

(排水設備の計画確認中止)

第11条 柏市下水道条例施行規程(令和4年柏市規程第2号)第6条第1項に規定する排水設備計画確認申請書を提出した者が、その計画を中止するときは、排水設備計画確認中止届を管理者に提出しなければならない。

(コミュニティプラント内の下水道の移管等)

第12条 使用者は、コミュニティプラント内の下水道を公共下水道として本市に移管しようとするときは、あらかじめ管理者と協議しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。